

松葉弁護士告訴の件…不起訴について

私の本会議場での『偽オンブズマン』という不規則発言が侮辱罪にあたるという指摘と寄付金の取り扱い及び後援会総会の費用負担について違法行為であるという指摘について本日、長野地方検察庁において不起訴処分となった事が確認されました。

何れの告発事実についても、何ら県民の皆様の信頼を裏切るものではないとの私の主張が認められたものと認識しております。

個々について申し述べれば、寄付金の取り扱いについては、既に訂正したところですが、告訴人である人物から指摘があれば、収支報告のケアレスミスとして修正できたと考えます。また、後援会の費用負担に関しては、事情を調査せずに告発された事に関して、大きな疑問を感じます。

加えて、不規則発言に関しては、公序良俗の観点から私自身の行動も改める余地はあると考えますが、一方で、極めて公益性の高い問題についての、ホームページ上での発言を告発により制限するような行動については、理不尽極まりないものであると考えており、今後においても自らの責任の中で自由な発言を行っていくものです。

一連の告訴告発を受けた私は、本年度6月議会で知事が紹介した『法律とは弱い者の味方ではない、正義の味方でもない、熟知する者のみはその恩恵を享受することができるものだと思い知らされた。』というある住民の声を思い起こしました。弁護士という職業がゆえに熟知し得る知識を元に処罰価値の乏しい数々の告訴、告発を繰り返す行動は、その知識を見込まれ県政に携わった者として健全とは思えません。もっとオンブズマンとして目を向けなければならない問題は山積しているはずです。

特に今回の一連の問題について、私自身の後援会員に留まらず周辺の方々が動揺し、私の政治家としてのイメージを含む有形無形の財産が損なわれた事は、極めて遺憾に思うところです。

しかしながら、私自身は、今後も繰り返されるであろうあらゆる圧力にも屈せず、襟を正ながらも自分自身の信じる発言行動を行っていく事を誓うものです。

平成 17 年 11 月 21 日

長野県議会議員 柳 田 清 二

政治資金規正法及び公職選挙法に関する陳述書

柳田清二

1 について…

平成 15 年 2 月 1 日、私が代表を務める政治団体であり、資金管理団体である柳清会（柳田せいじ後援会）が、柳清会新年総会を開催しました。会合は、平成 11 年から毎年行っている後援会総会であり、総会の中で私自身が、県議会議員として取り組んだ政策や一般質問及び委員会質疑等を報告する機会です。また、佐久市長や商工会議所会頭を来賓として迎え、佐久市における諸課題にどう取り組んできたのかお話頂く機会でもあります。一方で、事務局長から後援会の 1 年間の活動報告や年間計画を発表する場面も例年設けております。会場からご意見を頂く中で、地域要望や県政へのご批判、ご意見を頂くなど、私と支援者との意思疎通を図る重要な会合となっています。その場で頂いたご意見等は、一般質問や委員会質疑及び非公式にも県当局に対し、市民要望として伝える事も多くあります。

特にこの会合でご出席頂いた支持者から指摘された内容の中で、マイケル・E・ポーターの競争優位の原則について高説を頂き、長野県の 3×3 施策について自分自身の考えも述べました。それらのやり取りをベースにして、平成 15 年 3 月 6 日に行われた長野県議会定例会における一般質問の冒頭、知事に対し質問を行ったところです。こういった会合は、私が政治活動を行う上で、極めて重要であり、欠くことの出来ないものであります。

費用の面においては、参加費 1 人 2000 円をお支払い頂いております。残念ながら当日の参加者の人数について記録は残っていませんが、200 人を越える数であったと記憶しています。これに対して、ホテルに支払った金額は 50 万 210 円ですが、この中には、会場を装飾した花代等も含まれています。

参加者の中には自分の支払った金額以上の食事をしたことになる者もいたかもしれません。しかしながら、それは以下のとおり欠席者がたまたま出たこと等による反射的な利益にすぎず、私の饗応の意思によるものではありません。すなわち、この総会にご参加頂くために柳清会の持つ各支部の支部長、女性部組織、青年部組織、その他個人的にご支援頂いている方など総合計とすれば、恐らく 1000 人を越える方々に広くお声がけさせて頂き、ご参加の申込を頂いています。こうして出席人数を確定し、これを前提にした量の料理をホテルに注文することになるのですが、出席人数の集計の過程で重複してカウントしてしまうこともありますし、出席の申込を頂いていたものの急遽欠席されるケース

もあります。このような場合、予めホテルに注文していた料理量が出席人数分を上回ることとなります。料理は、各自の料理が予め取り分けられているわけではなく、テーブルごとに大皿に盛り付けられたものを出席者が随時適量を取り分ける方式ですので、この場合、出席者は自分の支払った会費以上の料理を口にすることができることとなります。しかしながら、それは遇々、主催者側のカウントミスや出席予定者の欠席による反射的結論にすぎないのです。あるいは私どもにおいて、正確に出席者を見積もることができれば、このようなホテルに注文した料理の量が出席人数分を上回る事態は回避できるのかもしれませんが、先に詳しくご説明しましたとおり、柳清会としては、本総会は、私の政治活動上極めて貴重な会合と捉えていますので、私が急遽欠席されるであろう人数を想定したために、万一出席を申し込んでいながら座れないとか料理が少なくなったといった不満を与えるようなことはできません。

以上のとおりですから、本新年総会において、私が、参加者に饗応接待した事実はありません。

3について…

告発文において2で指摘された事実を認めます。この事実の経緯について説明をさせていただきます。

平成15年は、長野県議会選挙が行われた年でした。私は、母と兄からそれぞれ100万円の寄付を受けました。その寄付は、私が現金で手渡され、当時後援会事務所を移転していましたので、その新事務所にもって行きました。秘書の小山仁志にその現金を渡し、母と兄からそれぞれ100万円の寄付があった事を伝えました。

選挙前で、私自身忙殺されていた事から詳細に渡って寄付の受け入れに関して指示を行っていない事実はあったと思います。

秘書は、新事務所が選挙事務所にもなることから会計上、選挙事務所で処理を行ったものと理解していたので、平成15年の政治団体（資金管理団体指定）である柳清会収支報告書には寄付の実態を明記していませんでした。

一方で、選挙の資金を担当していた人は、後援会を通して選挙資金に組み入れるという選挙資金収支報告書を作成しました。実際に、この200万円が選挙資金に充てられた事実がある事から何の疑問も持っていませんでした。

しかしながら、双方を付き合わせれば、柳清会には歳入歳出が記載されていないにもかかわらず、選挙資金には柳清会から200万円の寄付があった事実が記載されています。この点において、前述の通り、告発状にある事実を認めるものです。

告発状で指摘を受けてより、それぞれの収支報告書をつき合わせ確認したと

ころ告発の事実があった事から本年 8 月 26 日に秘書小山によって平成 15 年の柳清会収支報告書訂正願いを佐久地方事務所に提出し、9 月 1 日願い出により訂正及び加筆を行ったところです。

政治とカネをめぐる問題において、細心の注意を払うべき義務を私は負っている中で、二つの収支報告書をそれぞれは、見ていましたが矛盾点がある事に気づかずにいた事は、大きな反省をするところです。

しかしながら、意思疎通不足によるケアレスミスと考えられる事象に関して、当方の意思や指摘を行う前に告発を行う行為に関しては、極めて遺憾な思いである事を申し添えさせていただきます。

平成 17 年 11 月 4 日

柳田清二

不規則発言に関する陳述書

柳田清二

- ① 平成 17 年 2 月議会本会議において、私は、告訴人松葉謙三に対し、「偽オンブズマン」という発言を行いました。

この発言は、新潟県中越地震の義援金を巡り行われた一般質問中に発したものです。

長野県は、義援金の募集を地震発生(10月23日)後の10月26日(火)から11月30日(火)まで行ってきました。その結果、1億917万2187円という多額の義援金を心ある県民の皆様からお寄せ頂きました。1億917万2187円の義援金について本来、現金のまま被災地に送るべきところ、9,916万9,447円(90.8%)は、商品を購入し被災地に届けた事に関して、当時、議会では、義援金を商品購入に当てることに関して大きな疑問が呈されていました。

また、物品購入にあたって、知事後援会幹部の経営する企業から随意契約によつての購入もあり、義援金にご協力頂いた県民から驚きと怒りの声が私ども県議会議員にも寄せられていました。

そもそも、告訴人松葉謙三は、三重市民オンブズマン代表として活動していた人物です。かつて三重県に対し出張名簿開示を求め、カラ出張等を社会問題化させ、結果的にわずか2年半の間で11億6千万円の不正出費があり、利息を含めると14億円にも上りました。県庁側も非を認め、700人の管理職員が10年間で返済することとなったのです。

この事件は、全国的にも大きく報道され、三重県ばかりでなく全国の地方公共団体に大きな影響を与えました。私は、平成16年6月1日告訴人松葉謙三が、長野県の副出納長兼会計局長に就任した際、長野県にもオンブズマンの厳しい目が注がれる事が長野県人事委員会、長野県議会に留まらず期待されていました。

また、告訴人松葉謙三は、任期付職員として長野県に雇用されていましたが、この制度は、専門性を有する者が期間を限定し、その能力を長野県行政の進展に寄与する目的があります。つまり、告訴人松葉謙三は、弁護士である事に加えて三重市民オンブズマン代表としての実績に裏打ちされた能力を発揮しなくてはならない立場にあったのです。

長野県議会では、出張旅費の支給について、領収書のない旅費への支給した実態が明るみになり、オンブズマンとして厳格なチェックを行うという告訴人松葉謙三の果たす役割は、大きかったと言えます。しかしながら、オンブズマンの立場からすれば指摘すべき内容であるにも拘らず、曲解を繰り返し、終始、知事擁護の姿勢であり、理解に苦しむ状況にありました。

そして、前述の中越地震義援金に関わる議論においても、オンブズマンとしての厳しい目

が注がれる事はありませんでした。本会議中、告訴人松葉謙三が行った『法律に記述がない事に関しては、合理的であればいいという判断する』という主張は、一般的には理解できる面もありますが、随意契約によって知事後援会副会長の企業から物品を購入している点などには、黙認しているなど一切指摘する事もなく知事の立場に立った主観的なものであり、オンブズマンとしても副出納長兼会計局長としても不適切な行動であったと考え、前述の発言を行いました。

また、政治の世界において主張の違いにより批判を行う事は、間々あることです。例えば、平成 16 年 6 月 15 日の衆議院本会議、小泉総理大臣に対する不信任決議案の賛成討論中、仙谷由人代議士は以下の発言を行っています。

小泉総理は、「民、信なくば立たず」を座右の銘としているそうですが、孔子に対して余りにも失礼です。えせ改革で国民の生活を危殆におとしめるのみならず、国民の政治への信頼を決定的に打ち砕いた小泉総理が一刻も早く、深く退陣するほか、日本の再生の方途は見えません。

加えて、本年 2 月 25 日発行された森木亮氏著の『2008 年 IMF 占領 財政史から見た「日本破産」』（光文社）において、第 6 章「小泉首相は偽改革者」と明言しています。

上記の例を見るまでもなく、政治や行政とは、まさに公共的存在であり、立場や主張の違いから批判される事は、日常的です。また、公にその批判に対する反論の機会もある中で、侮辱罪であると告訴する行動は、常軌を逸している行為と言わざるを得ません。

②政治家の説明責任を果たすために、私は、どういった思いで政治活動を行っているかをホームページで機会を捉えて発信してきています。私自身、自分自身の信念に基づき、日々、更新を行っている中で、告訴人松葉謙三は、偽オンブズマンであると考え根拠を示したものであり、正当な政治活動である事は、明々白々であります。